

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成 25 年 8 月 9 日

条例第 3 号

改正 平成 28 年 3 月 4 日条例第 3 号

令和 2 年 2 月 7 日条例第 6 号

令和 5 年 2 月 16 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告)

第 2 条 任命権者は、毎年 9 月末日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的任用職員及び非常勤職員（地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第 4 条 千葉県市町村公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年 9 月末日までに管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条の規定による報告を受けたときは、毎年1月末日までに、同条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び公平委員会から報告された組合の勤務条件に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する措置の要求の状況及び不利益処分に関する不服申立ての状況について公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合公告式条例（昭和44年条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法により行うものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月4日条例第3号）この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月7日条例第6号）この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月16日条例第1号）この条例は、令和5年4月1日から施行する。